

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和2年12月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
 3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
 4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
 6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から23までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員8人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

(道路運送法第3条) (×)

2. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。

(道路運送法第7条) (×)

3. 事業者が、運賃及び料金を設定又は変更しようとするときには、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(道路運送法第9条の2、道路運送法施行規則第10条の2) (×)

4. 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条) (○)

5. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(道路運送法第16条) (○)

6. 貸切バスは、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域内への運送は行えない。

(道路運送法第20条) (×)

7. 事業者は、営業所ごとの配置車両が10両を超えた場合のみ、安全統括管理者を選任しなければならない。

(道路運送法第22条の2) (×)

8. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
(道路運送法第23条の5) (○)
9. 事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。
(道路運送法第25条) (○)
10. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。
(道路運送法第30条) (○)
11. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(道路運送法第38条) (○)
12. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。
(道路運送法第40条) (○)
13. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。
(運輸規則第2条) (×)
14. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
(運輸規則第7条の2) (×)
15. 事業者は、どのような場合でも事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。
(運輸規則第15条) (×)
16. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。
(運輸規則第18条) (○)

17. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。

(運輸規則第24条、運輸規則の解釈) (×)

18. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。

(運輸規則第26条の2) (○)

19. 事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければなりません。

(運輸規則第28条の2) (○)

20. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

(運輸規則第35条) (○)

21. 事業用自動車の運転者ごとに作成する乗務員台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。

(運輸規則第37条) (○)

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。

(運輸規則第42条) (×)

23. 事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。

(運輸規則第47条の9) (○)

II. 次の各文中の () の部分にあてはまる語句を下から選び () 内に記号を記入しなさい。

24. 道路運送法の目的は道路運送の (ア) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。

(道路運送法第1条)

ア. 利用者 イ. 事業者 ウ. 申請者

25. 「旅客自動車運送事業」とは、（ウ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

(道路運送法第2条)

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

26. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、（ア）を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第15条)

ア. 事業計画変更届 イ. 運行計画変更届 ウ. 業務計画変更届

27. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ア）に努めなければならない。

(道路運送法第22条)

ア. 向上 イ. 維持 ウ. 確保

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを（ウ）の日から一年間保存しなければならない。

(運輸規則第7条の2)

ア. 運送の申し込み イ. 運送の引き受け ウ. 運送の終了

29. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、（エ）及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(運輸規則第26条)

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

30. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（イ）保存しなければならない。

(運輸規則第37条)

ア. 6ヵ月間 イ. 三年間 ウ. 七年間

31. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、主として運行する又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ア）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

(運輸規則第38条)

ア. 自動車の運転 イ. 事業計画 ウ. 運行管理

32. 事業者は、（イ）歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

(運輸規則第38条)

ア. 50 イ. 65 ウ. 75

III. 運送引受書において、法定上記載しなければならない事項に○印を、記載しなくてもよい事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

(運輸規則第7条の2)

- | | |
|---------------------|-----------|
| ①運行の開始及び終了の地点及び日時 | (○) |
| ②旅客が乗車する区間 | (○) |
| ③運賃及び料金の額 | (○) |
| ④運送の申込者に対して支払う手数料の額 | (○) |

IV. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任してはならない者を定めていますが、それはどのような者ですか。下記の中で選任してもよい者には○印を、そうでない者には×印を記入しなさい。

(運輸規則第36条)

- | | |
|--|-----------|
| ①日日雇い入れられる者 | (×) |
| ②二月以内の期間を定めて使用される者 | (×) |
| ③試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。） | (×) |
| ④十四日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者 | (×) |